

平成29年(ワ)第164号, 平成30年(ワ)第55号

福島原発避難者損害賠償請求事件(第3陣)

原告 猪狩弘道ほか

被告 東京電力ホールディングス株式会社

2021(令和3)年6月18日

準備書面(14)

(現在までに至る賠償の経緯)

福島地方裁判所いわき支部 民事部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 小野寺 利 孝

同 広 田 次 男

同 米 倉 勉

同 笹 山 尚 人

同 小 野 寺 宏

外

第1 はじめに

原発事故後、被害者への賠償は、訴訟手続による解決を除けば、原子力紛争審査会(以下、「原賠審」という。)が策定した指針類に基づく被告の自主賠償、もしくは原子力損害賠償紛争解決センター(いわゆる原発ADR)による和解仲裁に基づいてなされてきた。

本書面では、被告による被害者への賠償が「損害項目ごと」の「合意」の積み重ねによって行われてきた経緯及び実態を指摘する。

第2 原賠審における議論状況

1 原発事故直後の議論状況

原発事故からおよそ1ヶ月後の平成23年4月15日に開催された第一回原賠審では、以下のような委員の発言が相次いだ。

記

- ・「だれが見てもこれは賠償しなければいけないというものについて、とりあえず第一義的に指針を定めて、それに従って、この仮払いが適正に行われるようにということを、最初の早期に結論を出すべき目標とする、そういった審議の方法ができるんじゃないかとも思いますので、その辺を少しご考慮いただければと思います。」（鎌田委員）
- ・「いずれにしろ、損害の種類別に、ある程度、早目に決められるもの、早く決めるべきものから処理していくということではないかと思えます。」（野村委員）
- ・「今の事故の状況を見ますと、期限を切ってとか額の確定というのはおおよそできないと思います。だから、今、できる範囲でとにかく救済措置をやっ
ていかないと、下手すると10年先まで確定しないということが起こり得る
という、非常に特殊な状況の中での指針をつくれるようにお願いしたいと思えます。」（田中委員）

以上

また、第1回原賠審に同席した北側内閣官房室長からは、「今回の事案があまりにも大きいということと、被害も相当の範囲にわたっているということで、総合的にどのようにすればいいのか、例えば、損害が確定して、事業者と被害者の話がつくまで何もできない、しないという方法も政府としてもとり得ない」との発言もあった。

このような議論を経て、原賠審は平成23年8月に中間指針を策定し、被告による損害項目ごとの自主賠償が始まった。

2 指針類の策定経過

中間指針が策定された後も、原賠審では順次損害項目ごとに検討を行い、指針類が以下の通り順次策定された。

決定・公表日時	名称	概要
平成23年4月28日	第一次指針	政府指示等に伴う損害
平成23年5月31日	第二次指針	風評被害や避難生活に伴う精神的損害
平成23年6月20日	第二次指針追補	避難生活等に伴う精神的損害
平成23年8月5日	中間指針	原子力損害の範囲の全体像
平成23年12月6日	中間指針第二次追補	政府の避難区域等の見直し等に係る損害
平成25年1月30日	中間指針第三次追補	農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害
平成25年12月26日	中間指針第四次追補	避難指示の長期化等に係る損害・住居確保損害

3 損害項目の多さ・複雑さに関する議論

原発事故による被害項目の多さや複雑さは、原賠審の議論でも意識されていた。

例えば、原発事故から2年を経過した平成25年3月28日に開催された第31回原賠審では、通常不法行為と同様に3年で消滅時効に服せしむることは相当ではないという問題意識が共有されていたが、かかる議論においても損害項目の多さや被害の継続性が、過去の不法行為事案において類例がないことが指摘されていた。

記

【大谷委員】（中略）

それから、損害項目の多さ、複雑さですね。これは被害者一人をとってみましても、これまでの損害賠償の世界とは全く違いまして、不動産、家財、営業用資産、営業損害、就労不能損害というように、極めて多項目にわたっているわけでありまして、こういう損害の全部について、これまた専門家のアドバイスを受けた上で、どういう形で解決を図るかという判断をするには、やはり3年というのは余りにも短いと言わざるを得ません。

つまり、最初に述べました被害者の人数の多さ、それから、損害項目の多さ、複雑さ、こういうような点で、今回の災害は過去の不法行為の事案には例を見ないものだと言わざるを得ません。

次に、被害者の置かれた状況を見ますと、自分の賠償問題の決断というのは、身辺が落ち着いて、ある程度正常な生活に戻った後でないと、どうするかということをはきちんと決めることは難しい。いまだに被害者の多くは避難中で、今後の生活設計も立てられないという状況にありますと。そういう状況の中で、これからの対応方針の決断を今するという事は非常に難しい、困難を強いるということになると思います。このように、多くの被害者がそういう状況にあるまま、不法行為を原因とする避難を継続しているという状態ですね。これも過去の不法行為事案には例を見ないものであるという、極めて特異なものであるということをまず言わなければいけないと思います。

以上

4 損害項目ごとの合意に基づく賠償と整理されてきたこと

平成27年9月9日に開催された第41回原賠審では、政府が原発事故後6年までに避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示区域の避難指示を解除する方針を示したことを受け、指針にどのような影響が生じるかについて議論された。

その際、能見会長は、以下の通り発言し、原発事故による精神的損害の賠償は当事者間の合意をベースになされていくこと、もっとも、かかる合意は清算条項付きの和解効は伴わないものであること整理がされ、東電担当者も同様の認識を示した。

記

【能見会長】　　こういう閣議で決定されて、ある種政策的な方針が出されて、それがそれ自体としてどういう意味を持つのかということ、指針との関係で、いろんな問題があるのかと思うのですけれども。

まず、今までにもこういう政府主導の指針といたしますか、政策が出たわけですが、基本的にはこれは、政府がこういう方針でやっていきたい、そういう方針のもとで、政府が東電に自主的な賠償を促すように働きかけて、東電もそういう賠償をすることを受け入れて、被災者の方も、基本的にはそれに合意すると、その合意の枠組みでもって賠償される。今回の閣議決定はそういうものだというふうに理解しております。

そういう意味で、この審査会の指針でいろんな基準が書いてありますけれども、閣議決定はそれ自体を直接いじるものではない。あくまで当事者間の合意のベースでもって行われる。これが、いわば指針から見て追加的な賠償になっているかどうかというところは、もう少し考えなくてはいけないと思いますけれども、基本的には、今回の閣議決定の内容はそういう追加的な賠償になっているという理解があり得るのかなと思います。ほかの委員の皆さんもそういうことでいいのかどうかということを、審査会としては確認したいと思います。

(中略)

【能見会長】

(中略) 先ほどちょっと言いかけたことですが、一括賠償、6年分プラス1年の相当期間、この賠償の請求書のフォームを皆さんに送って、被災者の方から請求書が来ると、東電が順次賠償していくという流れになるのでしょうか、先ほど申し上げたように、被災者がこの賠償を受け取ることによって、将来の賠償全てについてのいわば和解があったという扱いにはならないでしょうね、ということです。請求書のフォームには、賠償を受け取ると和解の効力みたいなものが生じるというようなことは書いてあるんですか、それともそのようなことは書いてないのですか。

将来、万が一、解除が予定どおりいなくて、避難状態が延びた場合に、さきほど整理したように、再び、指針に基づく賠償の問題が出てくるわけで

すが、そのような指針に基づく賠償の請求権が発生したとしても、6年プラス相当期間の一括賠償を受け取る際に、指針に基づくその余の賠償請求権を放棄するというような条項が、この請求書のフォームには記載されていないでしょうね、という確認です。

【近藤室長（東電）】 お答えいたします。

いわゆる清算条項みたいなイメージかと思いますが、それは一切ございません。今回は、まとめて一括してお支払をするということで、今後の生活の再建とかに役立てていただこうと。本来であれば、当然、損害賠償ですから、損害の後払いというのが実際でしょうけれども、それをまとめてお支払をして、それを生活の再建に役立てていただこうということでございますので、先ほどいろいろ御議論がございました、例えば、6年で本当に解除ができなかった場合どうなるのかということ、これは仮定のお話ですから、今はっきりとは申し上げられませんが、基本的には、会長がおっしゃられたとおり、中間指針がこれは生きておりますので、それに基づいてやっていくという形になろうかと思っております。

以上

5 「過払」の可能性を指摘する議論は皆無であったこと

なお、原賠審では、中間指針類の策定にあたり、被告に対し、清算条項を付さないように繰り返し釘を刺してきた。第41回原賠審における応答は上記の通りであるが、平成25年10月1日に開催された第35回原賠審でも以下の応答がなされている。

記

【能見会長】 どうもありがとうございました。委員の方から何か質問等がございましたらお願いいたします。

ちょっとお伺いしたいのは、既にある程度財物の賠償は進行していて、それで、被災者の方と合意が既にたくさん行われていると思っておりますが、その合

意がされたときに、書面みたいなものを取り交わすんだと思いますけれども、そこでは、例えば今後一切賠償には応じませんとか、そういう条項は入っていますか。

【小川室長（東電）】 私どもの賠償を始めた当初にそういった文言を合意書の用紙に入れていた時期がございまして、かなりおしかりを頂いたところもございまして。現在の財物賠償の合意書におきましては、そのような文言は入れておりません。

【能見会長】 この文言が入っているか入っていないかによって違うわけではないと思いますけれども、今後この審査会で住宅等について、当然、いろいろ御努力はされておりますけれども、仮にその額よりも高い賠償基準みたいなものが出たときに、既に合意されている当事者の間でも更に追加の賠償というものが生じる可能性がありますので、そのときの対応の仕方もよろしく御検討いただくよう。

【増田常務（東電）】 はい。決してそのような方々が不利にならないように、真摯に対応させていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

以上

また、被告が厳格に疎明資料を求める運用をしていることについて、原賠償の委員が苦言を述べることも度々あった。例えば、第48回原賠償では、以下の応答がなされた。

記

【大塚会長代理】 今回の発表自体には直接関係しないんですけれども、今回、現地視察をさせていただいて、幾つかの所で、やはり当時、緊急事態だったので、証拠があまり残っていないようなときに、申請をしてもあまり認めただけでないようなことが苦情として結構出てきてはいるんですけれど

も、中間指針においても証拠に関しては、そういう緊急事態だったということを含めて、必要、合理的な対応をしていただくようお願いしているところでございますので、そのように是非お願いしたいということを申し上げておきたいと思っております。

【内田室長（東電）】 申し訳ございません、私どもも当然、そういったところは念頭に置いて、今までも対応してきたところでございますが、やはり御請求様によってはそういった御不満を持たれている点も、もしかしたらあるかなと思っておりますが、極力、特に事故直後のところにつきましては、なるべく定型的な、あるいは損害を推認する形で定型的にお支払いしていくところを今まで心掛けてきたところでございます。それでも、まだ不十分なところがあるかもしれませんので、その点につきましては適切に対応してまいりたいと考えております。

以上

原賠審の議論において、各委員から被告に対し、合意に際して清算条項を付さないことや、証憑類の不存在を理由に被害の切り捨てが生じないように継続的な注意喚起がされてきた。また、中間指針類に基づく賠償内容に、いわゆる「過払」が含まれる可能性があることを念頭に置いた議論は一切なされなかった。

6 小括

原賠審が、原発事故被害の重大性、広汎性、長期化という特殊性に照らし、「損害項目ごと」の指針を順次策定し、これに基づいて、被害者が被告と清算条項は伴わない「合意」の積み上げによって、賠償が行われてきた。

また、原賠審の議論では、「追加の賠償の可能性」が指摘されたことこそあれ、「過払」の可能性を指摘する議論は皆無であった。

第3 東電による自主賠償対応

1 中間指針に基づく賠償の表明

原賠審による指針の策定を受け、被告は以下の通りコメントして、指針類の内容を全面的に受け入れる方針を示した（甲A45）。

記

平成23年8月5日

各 位

東京電力株式会社

取締役社長 西澤 俊夫

「東京電力（株）福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」の決定を受けて

本日、原子力損害賠償紛争審査会において「東京電力（株）福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」が決定されました。

当社といたしましては、本指針を踏まえ、今月3日に成立した原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの下で、被害を受けられた皆さまへ公正かつ迅速な補償を進めてまいりたいと考えております。

なお、当社はこれまで、避難に係る損害等への仮払いを行ってきており、実施中の仮払いについては引き続き着実に進めてまいりますが、本指針の決定を受け、確定する損害に対する本補償を早期に開始すべく、国や自治体等関係箇所のご協力も得つつ、早急に準備を進めてまいります。

具体的には、本指針で示された各損害項目に対する算定基準、必要書類、請求様式の作成等の諸準備を進めるとともに、体制の強化（要員の増強等）を図り、9月中のご請求の受付、10月中のお支払い開始を目指してまいり

ます。

詳細につきましては、8月下旬に別途お知らせいたします。

以上

また、被告は、被害者に支払われていた仮払金の取り扱いについても以下の通り表明した（甲A46）。

記

平成23年8月30日

各 位

東京電力株式会社

取締役社長 西澤 俊夫

福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への本補償に向けた取り組みについて

(略)

3. 仮払補償金の取扱い

現在、各種仮払補償金をお支払いしておりますが、個人の方々に対する仮払補償金の受付は本年9月11日までとさせていただきます。

これにより、本年9月12日以降の受付分については、本補償の取扱いとさせていただくとともに、本補償までにお支払いをした仮払補償金については、本補償を行う際に、補償額に充当させていただきます。

以上

2 自主賠償手続の流れ

原賠審から賠償指針が示されると、被告はかかる指針に基づき「損害項目ご

と」の請求書を被害者に発送した。多くの被害者は、被告から送付された請求書にそれぞれの損害項目ごとの被害実態を記載し、それぞれの疎明資料を添付して賠償請求をした。

請求書を受領した被告は、請求書及び疎明資料を精査し、被告が受諾できる内容を記載した合意書の案を被害者に送付し、被害者がそれに署名押印することによって、損害項目ごとの賠償を積み重ねてきた（甲A47）。

なお、被害者からの「請求額」と被告から示される「算定額」には、隔たりがあることも少なくなかった（甲A48）。

このようにして、被害者と被告が合意した「合意書」とともに送られてくる「お支払明細書」には、損害項目や対象となった期間が詳細に記載されていた（甲A49）。

また、仮払金の清算についても、合意書に明記されていた（甲A47）。

3 「3つの誓い」「5つのお約束」とその実情

その後、被告は、損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策「3つの誓い」（甲A51）や「5つのお約束」（甲A52）を表明した。

なお、「5つのお約束」（甲A52）でも、「賠償項目が複数にわたる場合、合意に至った賠償項目を先行してお支払い」することを表明しており、「賠償項目ごと」の「合意」による賠償を標榜している。

また、「請求金額と合意書提示額に一定程度の差異がある場合に「請求金額災説明書」を作成・送付し、お支払い金額に対するご理解の一助として活用いただく」とも記載されており、被告東電が証憑書類に基づいて審査を行い、被害者の請求通りの賠償の提案がされるものではないことを前提としている。

実際、被告は、損害の存在が疎明されない請求はもちろんのこと、損害の疎明資料（領収書等）を添付してなされた請求についてすら、原発事故との損害との相当因果関係を否定するなどして、被害者の請求に応じないことが恒常化

している（甲A50）。

4 自主賠償手続の煩雑さ，疎明資料の負担について

被告が被害者に送付した請求書の多くは，損害項目ごとに疎明を求めるものであり，大変煩雑であった。請求手続が煩雑であることについて，第15回原賠審で，被告廣瀬常務（当時）が以下の通り答弁したこともあった。

記

ほんとうに私どもとしましては、特に個人向けにつきましては、損害項目が大変多くて、例えば、避難したときの交通費、宿泊費、それから、何かものを動かされた場合の移転費用、一時帰宅されたときも同じように交通費、宿泊費、あるいは、一時帰宅された後に何かものを持ち出されたときの移転費、あるいは、病院に行かれたときの交通費、あるいは、もしお泊まりになったら宿泊費というようなことで、大変項目が多くなり得るといえるか、考えられましたものですから、それを漏れなくすべてということからつくったわけですけれども、結果としては大変厚いものになってしまって、特にお年寄りにこれをお読みいただいて、書類に書いていただくということも考えますと、ほんとうにそこまで思いが至らずに、私どもの目線で、私どもがその後の請求処理がしやすいというような視点でつくられていたというご批判は、もうほんとうにそのとおりだと思っております、大変申しわけなく思っております。

以上

被告に対する請求手続の煩雑さは，原発事故発生から時間を経過しても解消されなかった。平成30年8月7日に開催された第48回原賠審では，以下の応答がなされている。

記

【大塚会長代理】 今の発表自体には直接関係しないんですけども、今回、現地視察をさせていただいて、幾つかの所で、やはり当時、緊急事態だったので、証拠があまり残っていないようなときに、申請をしてもあまり認めていただけないようなことが苦情として結構出てきてはいるんですけども、中間指針においても証拠に関しては、そういう緊急事態だったということを含めて、必要、合理的な対応をしていただくようお願いしているところでございますので、そのように是非お願いしたいということを申し上げておきたいと思います。

【内田室長（東電）】 申し訳ございません、私どもも当然、そういったところは念頭に置いて、今までも対応してきたところでございますが、やはり御請求様によってはそういった御不満を持たれている点も、もしかしたらあるかなと思いますが、極力、特に事故直後のところにつきましては、なるべく定型的な、あるいは損害を推認する形で定型的にお支払いしていくところを今まで心掛けてきたところでございます。それでも、まだ不十分なところがあるかもしれませんので、その点につきましては適切に対応してまいりたいと考えております。

以上

令和元年9月19日に開催された第50回原賠審では、被災自治体の首長から被告の賠償に対する態度の改善を求める声が上がったことが報告されたが、その苦情の一つが、疎明資料の負担であった。

記

【織委員】 済みません。今、東電さんからお答えいただけるなら、もう1点、よろしいですか。やはりこれも高野病院のヒアリングのときに伺ったんですけども、請求に当たって要求される領収書等の証拠が毎回変わってしまうということ、それが実際、請求を困難にしているというようなお話

があったんですけれども、もし私が損害賠償請求をするときに、やはりこういうものを出せばいいだろうと思っていたら、それでは出せないと言われて、もっとももっとと言われてしまうと、それは確かに混乱するような気がするんですけれども、その辺については何か基準があったりとか、それこそ寄り添う気持ちとどういう関係があるのか。そのあたりもお聞かせいただければなというふうに思います。

【鎌田会長】 それでは、東京電力から、よろしくお願いします。

【内田室長（東電）】 東京電力の内田と申します。よろしくお願いいたします。いろいろ御迷惑をお掛けしてしまして、申し訳ございません。

まず、1点目の東電が寄り添っていないではないかという指摘についてでございますが、いろんなケースがございますので、なかなか一概に言えないところはございますが、やはり年数が8年とたってきて、当初の場合は比較的、定型的な書式でとか、定型的な内容で、例えば避難区域内に住まわれている住民の方とか、あるいは事業者の方ということは、かなり形式的な要件でお支払いをさせていただいてきたという事情がございます。

一方、事故から、今ですと8年半たっただございまして、避難の指示の解除も進んできているところがあるという中で、やはり定型的な大量処理から、やはり個別の御事情をお伺いして、損害を確認させていただき、更に相当因果関係を判断させていただくと、こういうプロセスが入ってきているという関係上、どうしてもお時間が掛かったり、あるいは、今までは定型的に類推してお支払いしていたものを、証票をお願いすると。2番目の御質問とも関係してくるかと思うんですけれども、そういう意味で、今まで証票なしでもお支払いしていたものを、やはりこの時期に来ますと証票をお願いせざるを得ない。そういったところがございまして、御請求者様に対しましては、そういう意味では御負担をお掛けしているという部分があるかと。また、こちらの対応が非常によろしくないというところもいろいろお叱りを受けますけど

も、そういう面も全くゼロとは言えないというふうに思っておりますので、そういう面でもお詫びを申し上げなければいけないんですけども、そういう面もあろうかと思えます。

ただ、いずれにしましても、やはり賠償という観点から、こういった時間の経過の中で一定の書類の御提出をお願いしたりと、あるいは損害額の算定、あるいは相当因果関係の検討というところも、なかなか困難な状況になってきているということは事実でございます、御請求者様の御主張や御意見が、こちらの判断と合わないというところも多々あるといったことも事実でございます。

こうしたところからそういった行為につながっているのではないかというふうに考えているところでございます。ただ、姿勢としては、各御請求者様の個別の御事情をきちんとお伺いして、それに寄り添ってという、非常にまた誤解を生むところもあるんですが、きちんとお話を伺いして、適切に判断していくということを心掛けているところでございます。

以上

すなわち、被害者が苦勞をして被告が求める様々な疎明資料を提出してもなお、結局は原発事故との損害との相当因果関係を否定するなどして、被害者の請求に応じないことが「多々ある」ことは、被告自身も認めているところである。

第4 原発ADRにおける賠償実態

1 原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介(原発ADR)の流れ

被告による自主賠償によって被害回復を受けられなかった被害者の一部は、原発ADRに和解仲介を申立てることによって、被害回復を受けてきた。

もっとも、原発ADRでも、「損害項目ごと」に被害実態を説明することが求められ(甲A53)、必要な証憑類を提出する中で、仲介委員による心証形

成がされ、和解案が示される流れによって運用されてきた。

こうして締結された和解契約書には損害項目や期間が明示されている（甲A54）。

2 原発ADRにおける被告東電の対応

ところで、被告は、原発ADRにおいてしばしば被害を矮小化する対応をしてきた。

当時の野山原子力損害賠償紛争和解仲介室（原発ADR）室長が、第27回原賠審において、以下の通りその実態を説明している。

記

【原子力損害賠償紛争解決センター（野山室長）】

（中略）

（原告代理人注：東電が問題のある対応をした個別事例を複数列举した上で）

このような対応が、今年の春先からずっとあったということで、7月6日にこういうことを発表したわけですが、発表後は、それまで毎週のように私のところに、「ちょっとこういう対応は問題ではないか」という調査官からの報告が上がっていたところ、今のところ、発表後はそういうことはとりあえず収まっておりまして、そういう意味で、私どもに対する対応の改善は見られるわけですが、こういう御主張からうかがわれる当事者御本人たちとの直接の対応がどうなんだろうかというあたりは、まさに憂慮されるところでございまして、そのあたりの改善も図られるといいなと思っておるところでございまして。

（中略）

【中島委員】 今御紹介のあった事例丸1のように、確立された和解先例

のある論点について、論点が蒸し返されているという原因なんですけれども、東電側の弁護士が大勢いると思うんですが、その東電側の弁護士間の横の連絡ができていないということはあるんですか。

【原子力損害賠償紛争解決センター（野山室長）】 東京電力や東京電力の代理人の弁護士さんのことは、私どもは直接はわからないのですが、特定の一人の弁護士さんに問題行動が集中するというのであれば、特定の弁護士さんの問題という可能性もあるんですが、いろいろ問題事例を見ていまして、別に特定の方に特に集中するわけでもないということから、東京電力の体制なのか、あるいは、その代理人グループの体制なのか、そこは私どももわかりませんが、個人の資質という問題には必ずしもとどまらないのではないかという印象を持っています。

以上

被告への意見，不満，要望は，継続的に原子力損害賠償紛争解決センターにも寄せられてきた。第31回原賠審において，野山室長はその実情の一部を以下の通り説明している。

記

【原子力損害賠償紛争解決センター（野山室長）】

（中略）それから、東京電力に対する適切な対応ということでございます。これは幾つか今までも申し上げてきたことが書いてございます。一時、昨年の夏に私どもが公表した和解提案に対する回答遅延というのは、あのプレスリリースの後、しばらくなくなっておりましたが、最近また回答遅延事例が出始めているのではないかとございまして、この辺は厳しくチェックをしていきたいと思っております。

それから、二つ目のポツでございしますが、当センターに申立てをした者

が、東京電力の賠償窓口にも別の損害項目を請求しにいくと、差別的取扱いを受けるということがよくコールセンターにかかってきたり、あるいは、最近は終局した当事者からの問合せで、そういうものがございました。 こういうことは絶対にならないようにということを、また東京電力に対しても、そのときそのときで強く求めていきたいと思っております。

以上

東京電力が、必ずしも「3つの誓い」「5つのお約束」に則った対応をしていないことは、原賠審の委員の間でも共有されており、第33回原賠審では、大谷委員が以下のとおり被告に「釘を刺す」発言もされている。

記

【大谷委員】 紛争解決センターでの事件処理の中での東電の対応を拝見していると、今日、お示しのような賠償基準を拝聴して、これの個別的な問題点について具体的な議論をしても、余り生産的ではないというのが実は率直な私どもの感想であります。特に今回でも、重要なところは誠実に協議する、あるいは適切に対応するということで、レトリックの上で非常に巧妙な逃げ口が作られているという感じがしないわけでもない。 私どもとしては、東電の基準というのは飽くまでもADRの紛争解決センターにおける一方当事者の中における一つの基準であるということで取り扱っておりますので、ここで発表していただいて、幾つかの議論を踏まえて、それで手続が終わったからといって、大方について審査会においては異論がなかったと取り扱われるとすると、それは私どもとしては大変心外であるということだけ申し上げておきたいと思えます。

(中略)

【大谷委員】 今日はもう時間もございませんので、総論的なお話だけさせていただきますけれども、今回の原子力災害による措置についてはいろいろ

ろな場面がある。例えば放射能リスクによる行政的な居住制限の規制という
ようなものもありますし、また、行政上の支援措置をどのように構築するか
という問題もある。それから、当審査会で問題としているところの賠償の問
題もある。私が強調したいのは、当審査会で取り扱っている問題は民事上の
不法行為による損害賠償請求の問題なんだということです。青臭い議論だと
おっしゃるかもしれませんが、損害が発生する以上は、東電の懐事情がどう
であれ、賠償しなければいけないものである。そういう意味からすると、民
事上の損害賠償について終期をほのめかすよう相当期間というようなものを
設けるということ自体、私としては、了解は不能であるという基本的な立場
です。

現に政治的な局面で見ても、今回、現地へ行って各市町村長からいろいろ
御意見を聞いたときに、緊急時避難準備区域でしたか、その地域についての
避難費用、慰謝料について、飽くまでも暫定的な相当期間ということだった
んだけど、24年の8月末という期間が設けられました。審査会として
は、もちろんそれを終期とする意図は全くなかったはずであるにも関わら
ず、東電はそれを逆手に取って、それ以降の支払を一切しないという対応を
している。ということで、つまり審査会の意図に関わらず、それが別の形で
悪用されるという状況もあるのではないかとの疑いがぬぐえません。

私自身は、そういう東電のいびつな対応は、末端における職員の無理解、
すなわち上層部からの指示がきちんと浸透していないから、そういう現象が
ところどころで起こっているのではないかという感想を最初は持っていたの
ですけれども、今回、現地へ行って聞いてみると、普遍的にそういう苦情が
出ているということになると、これはもう会社としての一つの方針としてそ
ういう対応をするということになっているのではないかという疑いさえある
ということでもありますので、当審査会が合理的だと考えて策定する基準とい
うものがそういう形で政治的に利用される危険性もあるのだということを十

分念頭に置く必要があるのではないかということを取りあえず総論的に申し上げておきたいと思います。

以上

また、被告は原発ADRから示された和解案の受諾を拒否し、「3つの誓い」「5つの約束」を正面から反故にする事態にも及んだ。

かかる事態に至ったことについて、佐々木原子力損害賠償紛争和解仲介室（原発ADR）室長は、平成31年1月25日に開催された第49回原賠審において、苦悩を以下の通り吐露している。

記

【佐々木室長】（中略）

続きまして、11ページ目をごらんいただければと思います。平成30年4月に、浪江町の集団申立ての和解打切りとなりました。ここでちょっと、流れと違うんですけれども、一言申し上げておきたいのは、この打切りはセンターとしては誠に遺憾な話でありまして、当該事案に関する平成30年12月4日開催の参議院文教科学委員会、議事録の8ページ、今回の資料に提出されているものでありますけれども、そこにおける東京電力代表執行役副社長の答弁内容というものは、当センターとしては全く承服できないものであるということをまずここで申し添えさせていただきたいと思います。

（中略）

【佐々木室長】 一つとしては、センターの方としては、この損害賠償の仕組みというのに、直接請求がございまして、そこで、相対で交渉してなかなかうまくいかないものは、時の氏神みたいに中立公正な第三者が入ってADRでやりましょうと。そこでもなかなか難しければ、最後の強制権限を持った裁判所の方で紛争解決をしていただきましょうという話。順番にいくと、そういうふうになっていくのが普通だと思われれます。

我々のところで、将棋で言えば、千日手のような状態に陥っちゃって
いて、もうらちが明かなくなったようなものについては、裁判所の方で手続す
るのか、どうするのか、早く手続選択をしていただくということも重要では
ないかと。

そういうことを考えまして、ある程度、千日手に陥っちゃって動かなくな
っている、もう説得が奏効しないものについては打ち切っていくということ
を意識的にやらせていただいたと。そういうことで、ちょっと数字が顕著に
なったという部分があるかもしれません。

浪江の打切りのときに、やはり御批判いただいた中の一つは、いつまでも
いつまでも手続に掛けておいて、どんどん時間がたっていって、申立人がど
ンドン疲弊していくと。それで、終わったときには、次の段階に行く余力も
ないと。それはセンターはそうは思っていないのかもしれないけれども、客
観的には、東電と同じことをしているんですよという批判も結構受けまし
た。

やはりそういうふうなことにはならないようにということも大事なのかな
というふうに考えてございます。

以上

第5 被告による賠償についての被災地の受け止め

被告による賠償の進め方を巡って、現在に至っても、被災地では多くの不満
が残されている。第47回（開催日平成30年1月17日）、第48回（平成
30年8月7日）、第49回（平成31年1月25日）、第50回（令和元年
9月19日）、第51回（令和2年1月29日）、第52回（令和2年9月2
4日）の原賠審では、各被災自体の首長や団体からの被告に対する不満が継続
的に報告された（甲A55～甲A60）。

令和2年1月29日に開催された第51回原賠審では、被告に対し、以下の
指摘がされている。

記

【織委員】 追加、関連でよろしいでしょうか。多分、一遍に答えられた方がよいと思うので、済みません。

私も要望なんですけれども、地方公共団体の主な要望のところで、必ず東京電力さんに対して、個別具体的な事情をもっと考慮して、被害者に寄り添ったということが、今までもずっと出てきているんですね。この審議会でも毎回お願いをしているところです。東電さんは、そのたびに、誠意をもって対応してくださるといってお答えを、ここでは頂いているんですけれども、それにもかかわらず毎回出てくるということは、やはり何かもっとドラスティックというわけではないですけど、今までとは違う対応をしなければ、今までの不信感を払拭できないものが、もうこの9年の間に積もり積もっていると思うんですね。ですので、やはり東電さんの方も、何をもってして、この個別具体的な対応がなされていないというふうに住民の方が思っているのか、あるいは何をもって寄り添っていないというふうに思われているのかというところを是非調査していただいて、そういったものに対して、具体的にこういう対応をしましたというようなことを持ってきていただかない限り、この問答はずっと続いていくような気がするんです。

ですから、もう今度10年に掛かるところで、今までと同じように寄り添ってください、お願いします、分かりましたというだけではなく、一步前進した具体的な方策の答えを持ってきていただきたいなというふうに思います。

以上

第6 被告が「弁済の抗弁」を主張することの意味

原発事故によって、被害者はまさに多岐にわたる被害を受け、被告は、原賠審が定める指針に基づき、損害項目ごとの合意の積み上げによる賠償をしてきた。

被告による賠償対応は、被害者の納得を得られているとは到底言いがたい状況であり、原賠審でも繰り返し、被告の賠償態度に対して注文がつけられてきた。

本訴訟は、被告による自主賠償や原発ADRでは回復されなかった「落ちこぼれた被害」の回復を求めるものであるところ、今般の被告による「弁済の抗弁」なる主張は、合意済みの損害項目すら、一から原告に主張の負担を課し、10年前にさかのぼって全ての被害を立証し尽くせというものである。

原発事故から10年を経過し、原賠審では被害者の疲弊が憂慮されている中で、被告は原発事故の責任を何ら顧みることなく、また原発事故によって生じた被害・損害について全く理解しようともせず、さらには原発賠償のこれまでの実務をことさらに無視する主張を展開し始めたのである。

被告が、対外的には「3つの誓い」や「5つのお約束」といった美辞麗句を標榜しつつ、本訴訟において「弁済の抗弁」なる主張を展開することは、そのような主張が法的に認められないことはもちろんのこと、加害者として取るべき態度とは到底言い難いものであることを、取り急ぎ指摘する次第である。

以上